

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和2年8月に実施した財政課、課税課、収納対策課及び会計課の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年8月14日

射水市監査委員 村上 欽 哉

射水市監査委員 折橋 清 弘

射水市監査委員 堀 義 治

## 定例監査結果報告

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象及び選定理由

##### (1) 監査の対象

財務管理部（財政課、課税課、収納対策課）  
 会計管理者（会計課）

##### (2) 選定理由

財務管理部（財政課、課税課、収納対策課）及び会計管理者（会計課）の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査の対象とする。

監査の方法	対象部局課	前回の監査期間（監査範囲）
監査委員監査	財務管理部財政課	令和元年7月16日から8月2日まで （平成30年度執行分、監査委員監査）
	財務管理部課税課	
	財務管理部収納対策課	
書面審査	会計管理者会計課	

#### 2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和元年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

#### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 予算の執行が適正に行われないリスク	ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
	イ 予算計画に対する実績は妥当であるか。
	ウ 継続費、繰越明許費の繰越扱い、使用手順に誤りはないか。
	エ 計数に違算はないか。特に各種の帳簿の計数は、証拠書類等の計数及び関係帳簿類の計数と符合しているか。
	オ 出納員等の事務引継は適正に行われているか。
	カ 歳入の徴収又は収納事務の委託及び支出事務の委託は適正に行われているか。また、歳入

	の徴収又は収納の事務を委託した場合、所定の告示及び公表を行っているか。
(2) 資金運用が円滑に行われないリスク	ア 起債の内容は適切か。起債の目的、資金種別、時期、限度額、方法、借入先、利率及び償還の方法等は適切か。
	イ 起債は予算で定められた限度内で行われているか。
	ウ 基金の設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、确实、効率的に運用されているか。
	エ 基金の取崩し手続は適正に行われているか。
	オ 基金運用から生ずる収益及び管理経費の処理は適切に行われているか。
(3) 賦課事務が適正に行われないリスク	ア 台帳、帳簿、証拠書類等は保存されているか。また、その記帳は適正に行われているか。
	イ 非課税、減免、課税免除、不均一課税、納期延長の取扱い及び手続は、法令等の規定に基づいて適正に行われているか。
	ウ 更正決定及び加算金の処理は適正に行われているか。
(4) 徴収、滞納整理事務の手続が適正に行われないリスク	ア 徴収台帳等は整備されているか。また、その記帳は適正に行われているか。
	イ 滞納者の実態は十分調査されているか。また、その滞納の状況と理由を明確に把握し、かつ記録しているか。
	ウ 必要に応じ徴収停止、履行期限の延長、分割納付、債務の免除等の緩和措置がとられているか。また、その手続は適正か。
	エ 督促手数料、延滞金等は適正に徴収しているか。また、これを免除しているものについては、理由及び手続は適正か。
	オ 不納欠損処分は適時、かつ厳正に行われているか。
(5) 支出事務が適正に行われないリスク	ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
	イ 需用費、備品購入費の支出において、検査検収は确实に行われ、かつ、物品購入、修繕等の事実のないものはないか。

	ウ 委託料の支出において、委託の相手方及び選定方法は適切か。
	エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
(6) 契約手続が適正に行われないリスク	ア 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。
	イ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
	ウ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。

#### 4 監査の実施内容

財務管理部（財政課、課税課、収納対策課）及び会計管理者（会計課）の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

#### 5 監査の期間

令和2年7月13日から同年8月5日まで

## 第2 事業の概要

### 1 事務又は事業の概要

#### (1) 財政課

財政課は、財政計画及び予算の編成に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 財政事情書の作成及び公表に関する事務
- ② 地方債及び資金計画に関する事務
- ③ 地方交付税に関する事務
- ④ 寄付金に関する事務
- ⑤ 基金に関する事務

#### (2) 課税課

課税課は、市民税、資産税等の賦課事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 個人・法人市民税に関すること
- ② 軽自動車税等に関すること
- ③ 資産税等に関すること
- ④ 諸証明に関すること

### (3) 収納対策課

収納対策課は、市税等の収納事務及び債権管理に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 市税・国民健康保険税の収入及び滞納処理に関すること
- ② 市税等の督促、滞納整理に関すること
- ③ 納税相談に関すること
- ④ 税外債権の事務に関すること

### (4) 会計課

会計課は、一般会計及び特別会計（企業会計を除く。）に係る出納及び決算に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ⑤ 公金管理・運用に関する事務
- ⑥ 市税及び手数料の窓口収納に関する事務
- ⑦ 収入・支出に係る伝票審査に関する事務
- ⑧ 現金、有価証券及び物品（使用中のものを除く。）の出納保管に関すること。

## 2 監査対象課の職員数の直近数年間の推移

(単位：名)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
財政課	7	7	7
課税課	20	20	21
収納対策課	11	11	11
会計課	5	5	5

## 3 執行状況

### (1) 財政課

歳入

(単位：千円)

区分	決算見込額	決算額	決算額
	令和元年度	平成30年度	平成29年度
2-1-1 地方揮発油譲与税	86,096	97,283	98,498
2-2-1 自動車重量譲与税	247,947	239,646	236,529
2-5-1 地方道路譲与税	33	0	0
3-1-1 利子割交付金	13,567	23,761	27,422
4-1-1 配当割交付金	61,471	53,182	65,372
5-1-1 株式等譲渡所得割交付金	34,035	44,265	66,125
6-1-1 地方消費税交付金	1,699,780	1,790,765	1,697,625
7-1-1 ゴルフ場利用税交付金	48,083	43,995	46,764
8-1-1 自動車取得税交付金	48,409	99,697	96,120

9-1-1 環境性能割交付金	14,191	0	0
10-1-1 地方特例交付金	87,743	69,136	60,992
11-1-1 地方交付税	8,051,685	8,802,249	9,127,931
12-1-1 交通安全対策特別交付金	11,610	12,346	13,483
17-1-2 利子及び配当金	18,844	17,998	16,983
18-1-1 一般寄付金	112,343	20,378	40,449
19-1-1 公共施設建設等基金繰入金	0	184,100	203,000
19-1-2 小杉インターパーク管理基金繰入金	900	900	900
19-1-3 合併振興基金繰入金	147,000	339,548	100,000
19-1-4 ふるさと射水応援基金繰入金	134,000	90,000	179,000
20-1-1 繰越金	1,151,654	1,751,567	1,412,818
21-5-2 雑入	19,259	20,899	18,225
22-1-3 衛生債	16,500	16,800	18,800
22-1-9 臨時財政対策債	1,078,400	1,457,300	0
合計	13,083,517	15,265,816	14,093,365

## 歳出

区分	決算見込額	決算額	決算額
	令和元年度	平成30年度	平成29年度
2-1-4 財政管理費	431,871	1,400,487	216,407
3-1-3 老人福祉費	2,633,621	2,457,200	1,913,013
3-1-5 国民健康保険対策費	496,402	500,843	398,407
4-3-1 病院費	673,696	613,480	613,400
4-4-1 上水道費	20,787	22,170	24,776
8-5-1 下水道費	2,313,902	2,294,127	2,215,975
12-1-1 公債費元金	5,463,913	5,197,702	5,430,610
12-1-2 利子	361,942	423,962	487,406
12-1-3 公債諸費	20,359	0	0
13-1-1 予備費	0	0	0
合計	12,416,493	12,909,970	11,299,994

## (2) 課税課

### 歳入

(単位：千円)

区分	決算見込額	決算額	決算額
	令和元年度	平成30年度	平成29年度
1-1-1 市民税個人	4,746,358	4,693,735	4,346,332
1-1-2 市民税法人	1,094,317	1,077,694	1,004,913
1-2-1 固定資産税	8,739,821	7,138,494	7,175,905
1-2-2 固定資産等所在市町村交付金	55,097	59,050	61,040

1-3-1 軽自動車税	275,476	268,230	257,643
1-3-2 環境性能割	3,258	0	0
1-4-1 市たばこ税	543,929	548,686	527,144
1-5-1 入湯税	22,589	23,165	23,995
2-3-1 特別とん譲与税	36,356	35,221	32,878
14-2-1 総務費手数料	5,189	6,426	6,593
21-5-1 弁償金	9	9	10
21-5-2 雑入	83	209	134
合計	15,522,482	13,850,917	13,436,588

### 歳出

区分	決算見込額	決算額	決算額
	令和元年度	平成30年度	平成29年度
2-2-1 税務総務費	3,665	3,397	3,180
2-2-2 賦課徴収費	141,605	100,180	73,898
合計	145,270	103,576	77,078

### (3) 収納対策課

#### 歳入

(単位：千円)

区分	決算見込額	決算額	決算額
	令和元年度	平成30年度	平成29年度
1-1-1 市民税個人	33,281	35,292	37,592
1-1-2 市民税法人	1,340	952	1,124
1-2-1 固定資産税	38,095	39,494	38,910
1-3-1 軽自動車税	2,289	2,673	1,495
14-2-1 総務費手数料	1,728	1,821	1,541
16-3-1 総務費県委託金	156,877	156,457	152,494
21-1-1 延滞金・加算金及び過料	13,850	13,395	17,865
21-5-2 雑入	33	33	33
21-5-3 滞納処分費	0	0	0
合計	247,492	250,117	251,054

#### 歳出

区分	決算見込額	決算額	決算額
	令和元年度	平成30年度	平成29年度
2-2-1 税務総務費	272	133	243
2-2-2 賦課徴収費	19,341	18,444	13,795
合計	19,613	18,577	14,039

#### (4) 会計課

##### 歳入

区分	決算見込額	決算額	決算額
	令和元年度	平成30年度	平成29年度
21-2-1 預金利子	609	1,746	2,000
21-5-2 雑入	155	120	60
合計	764	1,866	2,060

##### 歳出

区分	決算見込額	決算額	決算額
	令和元年度	平成30年度	平成29年度
2-1-5 会計管理費	12,120	13,293	6,082
合計	12,120	13,293	6,082

### 第3 監査の結果

監査の結果、事務処理は概ね適正に行われていたものと認める。

なお、その他軽易な注意事項については記述を省略した。

#### ○意見

(1) 令和元年度決算は、効果的な予算配分に努められた結果、実質収支で1,163,102千円、また、財政健全化指標も改善している。さらには、将来負担比率が90%を下回ったことや財政力指数が4年ぶりに上昇したことは、財政課をはじめ全課一丸となって健全財政に取り組んできた結果であると高く評価したい。

今後は、市債の年度末現在高を減らすためにも、極力発行額が元金償還額を下回るよう努力されたい。

(2) 歳出予算の繰越制度は、予算の経済的かつ効率的な執行のために必要なものであるが、会計年度独立の原則に対する特例であることを念頭に、より計画的に執行するよう努められたい。

(財政課)

(3) 市税は、自主財源の根幹をなすものであり、今後とも公平かつ適正な課税に努められたい。

なお、税は、特に専門的な知識や技能が要求されることから、今後、更にはその習得や継承に努め、職員の育成及び資質向上を図られたい。

(課税課)

(4) 県下に先駆けて多様な納付環境の整備に努めていることは評価できる。反面、窓口納付の件数も高いので、そのあり方を分析し協議されたい。なお、市民への周知及び理解について、より一層啓発に努め、納税者の利便性の向上、ひいては、収納率アップに繋がられたい。

(5) コールセンターの業務は、鋭意見直され、収納率の向上に努められているが、これまでの運営日時や業務内容を分析しながら、費用対効果を検証されたい。

(収納対策課)